

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合の事務局の設置に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第6号）第3条の規定に基づき、事務局の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 事務局に次に掲げる係を置く。

- (1) 総務管理係
- (2) 計画推進係

(分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管理係

- (1) 組合の規約、条例、規則等の制定改廃に関すること。
- (2) 組合議会に関すること。
- (3) 事務所及び備品の管理に関すること。
- (4) 公印に関すること。
- (5) 文書の收受及び発送並びに管理に関すること。
- (6) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 予算及び決算に関すること。
- (8) 会計に関すること。
- (9) 財産の取得及び処分に関すること。
- (10) 入札及び契約に関すること。
- (11) 監査委員に関すること。
- (12) 調整会議に関すること。
- (13) 他の係の主管に属しないこと。

計画推進係

- (1) 最終処分場整備事業に関すること。
- (2) 前号附帯する事項に関すること。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、係に係長を置く。

- 2 前項に定める者のほか、事務局次長、企画員、主査、主事、技師その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、管理者の命を受け、事務局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け、係に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務局長に事故があるときは、主管の係長がその職務を代理する。ただし、事務局次長を置く場合は、当該次長が代理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 この規則は、平成25年 8 月 1 日から施行する。